

産業グループ

●防霜対策本部設置

農作物の凍霜害を未然に防ぐため、4月3日、役場内に防霜対策本部を設置しました。設置期間は5月31日までとし、その間、農家のみなさんや関係団体と連絡調整を図り、情報の収集・伝達、資材確保に努めます。

■お問い合わせ先

広野町役場産業グループ
☎2714163



相双地方振興局

●「自動車税は、コンビニエンスストアで納めることができます。納期限は6月2日(月)です。」

今年度から、自動車税の納付をコンビニエンスストアでも行うことができるようになりました。

自動車税の納税通知書は、5月9日頃にお送りします。最寄りの金融機関、郵便局又はコンビニエンスストアで納期限までに納めてください。

なお、自動車税の領収証書には継続検査用の納税証明書がついていきますので、車検証と一緒に大切に保管し、車検の際に使用してください。

また、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等を持っている方のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、申請により自動車税が減免されます。申請の手続きは自動車税の納期限6月2日(月)までとなっています。

なお、納期限後に申請の手続きをされた場合には、申請の翌月以降の月数に同じ年税額の月割相当額が減免されるようになりますのでお忘れにならないようご注意ください。申請の手続き等、自動車税に関し

ご不明な点は福島県相双地方振興局県税部におたずねください。

■お問い合わせ先

福島県相双地方振興局県税部
☎02441261127

●産業廃棄物処理施設の変更計画に関するお知らせ

福島県相双地方振興局に対し、福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成2年福島県告示第338号)第10条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出がありましたので、同条第7項の規定により、お知らせします。

1 設置予定者

榎葉町建設業協同組合

代表理事 渡邊 征

福島県双葉郡榎葉町大字井出

字前沢50番地の2

2 産業廃棄物処理施設の設置地区

双葉郡榎葉町大字山田岡

字力チグリ地内

3 産業廃棄物処理施設の種類の安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設の処理能力

埋立地面積 7、482㎡

埋立容量 48、850㎡

■お問い合わせ先

福島県相双地方振興局

県民環境部環境グループ

☎024412611237

福島県警察官・警察事務職員募集

試験区分(予定)	申込受付期間(予定)	第1次試験(予定)	受験資格(予定)
警察官 A	5月26日(月) から 6月6日(金) まで	7月13日(日)	昭和50年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成21年3月末日までに大学を卒業する見込みの者
警察官 B	8月4日(月) から 8月15日(金) まで	9月21日(日)	昭和50年4月2日から平成3年4月1日までの生まれの者 ※警察官 A の受験資格に該当する者は除く
警察事務 (大学卒程度)	5月12日(月) から 5月23日(金) まで	6月29日(日)	次のいずれかに該当する者 1 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者 2 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成21年3月末日までに大学を卒業する見込みの者
警察事務 (高校卒業程度)	8月11日(月) から 8月22日(金) まで	9月28日(日)	昭和62年4月2日から平成3年4月1日までの生まれの者 ※警察事務(大学卒程度)の受験資格2に該当する者は除く

※採用予定人数等の試験詳細は5月上旬頃、お知らせいたします。詳細は富岡警察署警務係まで ☎22-2121

町民保健グループ

生活機能評価について

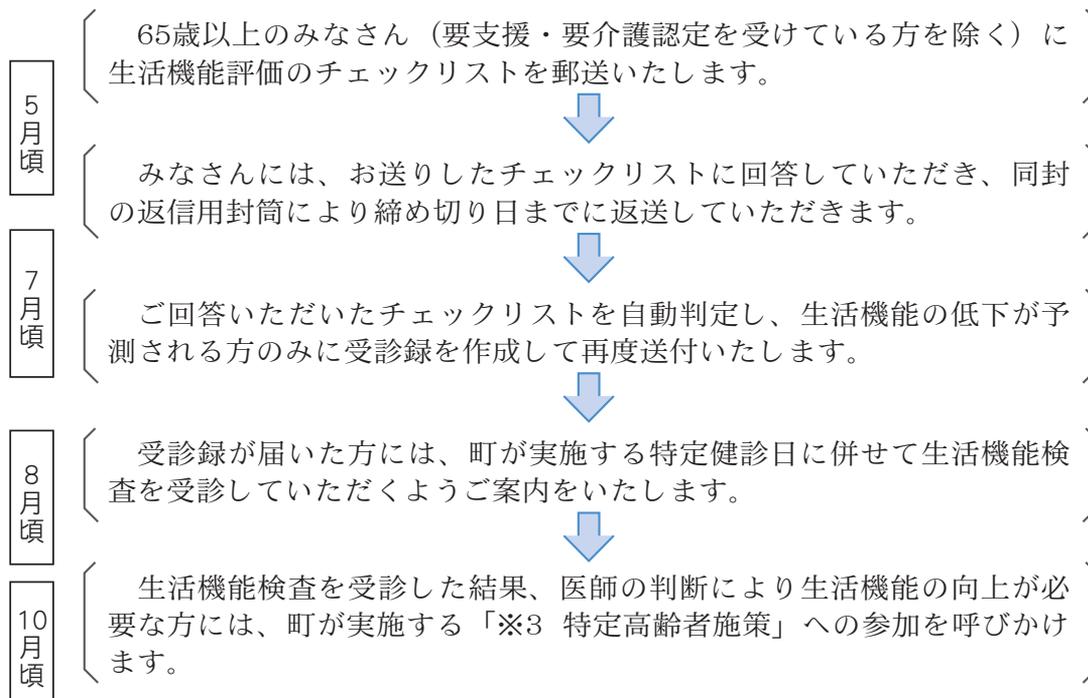
～65歳以上のみなさんへ～

「生活機能評価」の実施

高齢期における健康づくりは、年齢とともに現れる心身の衰えをできるだけ防ぎ現在の心身の機能を維持することが生活習慣病の予防とともに大変重要なことです。

生活機能評価では、「※1 生活機能評価チェック」を行い、生活機能の低下が見られる方に「※2 生活機能検査」を実施していただくこととなります。

「生活機能評価」の流れ



健康で長生きしていただくために

高齢者の中には、体を動かす機会が減り、日常生活を営む上で必要な身体の機能が低下してしまう方が増えています。日頃から、一緒に暮らす家族の「気づき」や「働きかけ」が重要になります。

高齢者の身体状況を見逃さず、本事業への積極的な参加を心がけ健康で長生きしていただきたいと思っております。

- ※1 生活機能チェックとは、寝たきりなどの原因となる生活機能の低下を早期に把握し、介護が必要となる状態を予防するために行う調査
- ※2 生活機能検査とは、えん下テストや心電図、貧血検査、血清アルブミン検査など、問診や生活機能チェックと併せて生活機能を総合的に判断するために必要な検査
- ※3 特定高齢者施策とは、介護予防事業として日常生活に必要な筋力の維持や口腔環境の向上、栄養改善など、専門家による指導

■お問い合わせ先 広野町役場町民保健グループ ☎ 27-2113

「ごみステーション」 の利用について のお願い



- ◎ 収集日以外の日のごみを絶対に出さないください。
- ◎ ごみは収集日の午前8時30分までに出してください。
- ◎ ごみは指定された袋に入れて出してください。
- ◎ 「ごみステーション」周辺の清掃にご協力ください。